

臨床検査の保険適用について

区分E3（新項目）（測定項目が新しい項目）

測定項目	測定方法	主な測定目的	点数
ヒトTARC定量	酵素免疫測定法 (ELISA法)	血清中のヒトTARC (thymus and activation-regulated chemokine) 量の測定 (アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助)	200点

- 保険適用希望業者 塩野義製薬株式会社
- 参考点数 D015 18 アトピー鑑別試験 200点
- 判断料 免疫学的検査判断料 144点 (月1回につき)

保険適用希望のあった新規の検査項目の概要

○ ヒトTARC定量

区分：E3（新項目）（測定項目が新しい品目）

測定内容：血清中のTARC量の測定

主な対象：アトピー性皮膚炎

有用性：TARC（thymus and activation-regulated chemokine）は、炎症・免疫反応にとって必須である白血球の生体内移動および組織への浸潤を担う細胞遊走反応を誘導する物質の一群であるケモカインの一つである。血清中のTARC量は、従来の血液検査（総IgE検査、特異IgE検査など）と比べて感度・特異度が高くアトピー性皮膚炎の重症度を鋭敏に反映する。今回の試薬は血清中のTARC量を測定することが可能で、治療方針の決定及び加療中の薬剤変更の検討のための評価において、客観的な指標として有用である。

体外診断用医薬品の保険適用上の区分

- ・ E 1 (既 存) 測定項目、測定方法とも既存の品目
- ・ E 2 (新方法) 測定項目は新しくないが、測定方法が新しい品目
例: 「糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原」(測定項目)の測定方法として「免疫クロマト法」を追加する場合
「EIA法により測定した場合に限り算定」
↓
「EIA法又は免疫クロマト法により測定した場合に限り算定」
- ・ E 3 (新項目) 測定項目が新しい品目
例: 測定項目として「シスタチンC精密測定」を追加する場合
(検査料については、 β_2 -マイクログロブリン(β_2 -m)精密測定に準じて算定)